

【表紙】

| | |
|--------------------|---|
| 【提出書類】 | 訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 法第27条の25第3項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【氏名又は名称】 | 弁護士 森下 国彦 〒107-0051 |
| 【住所又は本店所在地】 | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 |
| 【報告義務発生日】 | 該当事項なし |
| 【提出日】 | 平成27年10月1日 |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 4名 |
| 【提出形態】 | 連名 |
| 【変更報告書提出事由】 | 該当事項なし |

1【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|----------|
| 発行者の名称 | 五洋建設株式会社 |
| 証券コード | 1893 |
| 上場・店頭の種類 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京、名古屋 |

2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

| | |
|---------------|---|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 住所又は本店所在地 | 〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号 | 03(6888)-1000 |

2【提出者（大量保有者）/2】

| | |
|---------------|---|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | JPモルガン証券株式会社 |
| 住所又は本店所在地 | 〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号 | 03(6888)-1000 |

3【提出者（大量保有者）/3】

| | |
|---------------|---|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (JP. Morgan Securities plc) |
| 住所又は本店所在地 | 英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25 |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号 | 03(6888)-1000 |

4【提出者（大量保有者）/4】

| | |
|---------------|---|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.) |
| 住所又は本店所在地 | アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号 | 03(6888)-1000 |

3【訂正事項】

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成27年3月31日（提出日：平成27年4月6日、変更報告書No.6） |
|------------------|-------------------------------------|

| | |
|------|--|
| 訂正内容 | <p>平成27年4月6日に提出をしました変更報告書No.6(報告義務発生日:平成27年3月31日)について、以下の訂正がありましたので訂正報告書を提出致します。</p> <p>1[提出者(大量保有者)/1]</p> <p>(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]:借入の相手方を変更する。</p> |
|------|--|

1[提出者(大量保有者)/1]

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

訂正箇所は _ _ で表示しました。

(訂正前)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入 GOLDMAN SACHS INTL から250,100株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。

消費貸借契約 Goldman Sachs証券 22,200株借入

(訂正後)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入 Deutsche から250,100株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。

消費貸借契約 Goldman Sachs証券 22,200株借入